



状況により開催内容を変更する場合がありますので、最新情報を神奈川県支部ホームページでご確認ください。
神奈川県支部 HP : https://www.engineer.or.jp/c_shibu/kanagawa

技術者の国家資格 「技術士」への道ガイダンス

技術士を目指す方の技術士試験に関する悩みや疑問に、神奈川県内合格者の体験談を中心にお答えします。

【主催】公益社団法人日本技術士会 神奈川県支部

【日時】令和8年(2026年)3月14日(土) 13:00~16:50 (受付開始12:30)

【場所】

■会場参加：波止場会館(横浜市港湾労働会館) 4階

〒231-0002 横浜市中区海岸通 1-1

- ・みなとみらい線：日本大通り駅3番 出口から徒歩5分
- ・JR・市営地下鉄：関内駅南口から徒歩15分
- ・26系統バス(横浜駅、桜木町駅より)大棧橋バス停から徒歩3分

■Web参加：ZoomによるWeb配信

【参加費】

- 学生・大学院生・教職員・・・・・・・・・・：無料
- 受験希望者(一次合格者・JABEE修了者含む)：無料
- 日本技術士会正会員・・・・・・・・・・：2,000円
- 上記以外の方・・・・・・・・・・：3,000円

【定員】会場参加：25名(先着順)
Web参加：70名(先着順)

【内容】



1. 技術士資格の魅力、令和7年度技術士試験の状況と令和8年度の予定
日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援小委員会委員長 坪井 秀夫
2. 技術士制度
日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援小委員会委員 福田 遵
3. 技術士に求められる「資質・能力」の修得方法
日本技術士会神奈川県支部 修習技術者支援小委員会委員 河相 雅史
4. 「技術士への道」体験談
(1) 電気電子部門 鷹本 勝氏
(2) 建設部門 村瀬 義弘氏
(3) 応用理学部門 牧野 伸顕氏
5. 質疑応答(16:20に終了、個別相談に参加されない方はここで終了です)
6. 個別相談(会場参加の方)

【申込み方法】日本技術士会会員の方は、「技術士CPD行事申し込み一覧」からお申し込みください。

日本技術士会会員以外の方は、メールのタイトルを「ガイダンス参加申込み」とし、本文に下記内容を記載して kanagawa@engineer.or.jp 宛にお申し込みください。

- ①氏名(フリガナ)、②メールアドレス(Web参加の場合には当日利用するアドレスを記載してください)
- ③所属(学校名、勤務先等を記載してください)
- ④参加方法(会場参加、Web参加のいずれかを記載してください。会場参加の方で個別相談を希望される方は「個別相談希望」と記載してください。)
- ⑤参加区分(「学生・院生・教職員」、「一次合格・JABEE修了」、「受験希望」、「日本技術士会正会員」、「未入会技術士」、「その他」のいずれかを記載してください)
- ⑥本ガイダンス何で知りましたか(「ホームページ」、「電子メール」、「月刊技術士」、「開催案内」、「知人、上司の紹介」、「その他(具体的に)」のいずれかを記載してください)

参加申込みを受付後、参加方法、参加費の振り込み先(振込料は参加者負担でお願いします)についてメールでお知らせします。(注)裏面の注意事項(参加申込み期限、参加費の振り込み期限)をご確認ください。

※お知らせ頂いた個人情報、「技術士」への道ガイダンスの運営目的以外には使用しません。

【問合せ先】公益社団法人日本技術士会 神奈川県支部

Tel : 045-210-0337、E-mail : kanagawa@engineer.or.jp

技術者の国家資格 「技術士」への道ガイダンス

「技術士」とは、国によって 科学技術に関する高度な専門知識と
応用能力が認められた技術者であり、科学技術の応用面に携わる
技術者にとって最も権威のある国家資格です。

また、グローバル化の進展に伴い、各国で技術者資格の相互認証へ
の動きが進んでいます。技術士資格を取得することによりプロの
エンジニアとして国内外で活躍する場が開けます注。

注：技術士資格はグローバル化に対応しているため、APECエンジニア、
IPEA国際エンジニアなどの国際資格を取得できます。

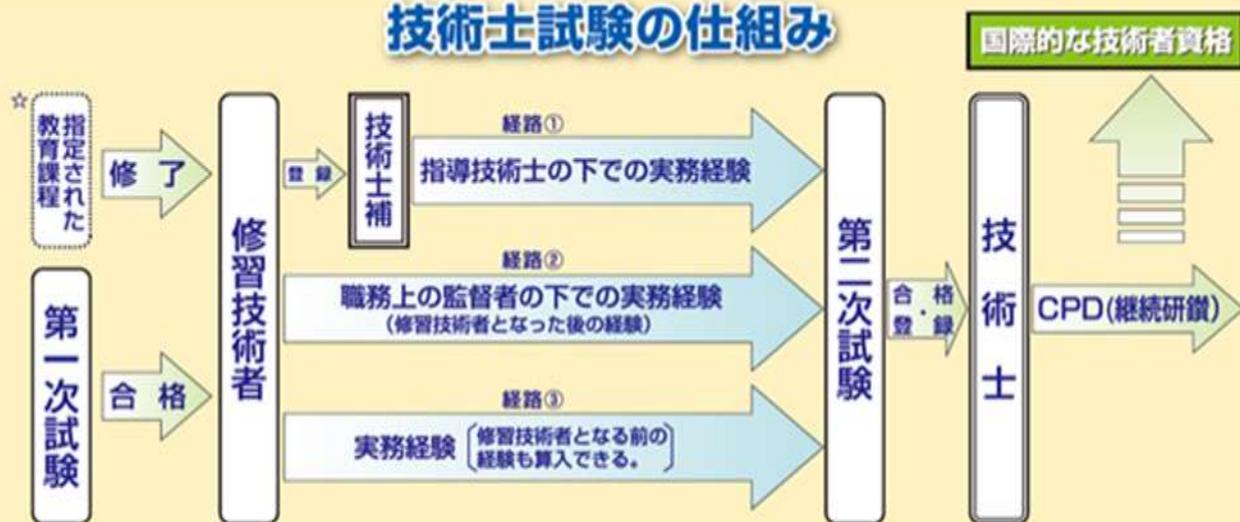
注意事項

【参加申込み期限】 令和8年（2026年）3月6日（金）

【参加費の振込み期限】 令和8年（2026年）3月10日（火）

振込みが遅れた場合は、キャンセルとさせていただきますことでもありますので
ご注意ください。

技術士試験の仕組み



☆ 指定された教育課程とは、「大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもの
のうち、その修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したもの（技術士
法第31条の2第2項）」のことです。

皆様のご参加をお待ちしています！